

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月30日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
筑後川河川事務所長 松尾 和巳

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

古賀坂排水機場で使用する電気 1式

契約電力 50kW(ただし、各月の契約電力は当該需要場所における、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

年間予定使用電力量 33,000kWh

(2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成24年 5月 1日から平成25年 3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(kW単価、同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価、夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。)を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。なお、入札時においては、燃料費調整は考慮しないものとする。(詳細は入札説明書による。)

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

(4) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は、同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(6) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

(7) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 - ① 〒830-8567
福岡県久留米市高野1丁目2番1号
筑後川河川事務所
経理課 契約係長
電話(0942)33-9131(内線 224)
 - ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (2) 証明書等の受領期限
平成24年2月10日17時00分
- (3) 入札・郵送等による入札書の受領期限
平成24年2月28日17時00分
- (4) 開札の日時及び場所
平成24年2月29日11時30分 筑後川河川事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
入札の参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札書に基づく当該調達に係る必要な証明書等を上記3(2)に示す受領期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 落札対象
証明書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、当該調達が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約(不落随契)には移行しない。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 詳細は入札説明書による。